

諮問番号：諮問第 75 号

答申番号：答申第 75 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「処分庁」という。）が平成 30 年 12 月 21 日付けで審査請求人に対して行った国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 47 条第 1 項第 1 号の規定に基づく債権差押処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

失業後収入が減り、生活困窮のため数回分納相談したが、4 万円ずつと言われ、払えなかった。失業と病気で収入なしの月があり、支払いが間に合っておらずぎりぎり生活していた。差押えにより住居と仕事を失うことは何度も伝えたにもかかわらず差押えされ、住居と仕事をなくし、生活保護の申請に至っている。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 48 条第 1 項の規定に基づき、国税徴収法第 47 条第 1 項第 1 号の例により行われている。

また、差押債権については「平成 31 年 1 月支払分以降の給与及び賞与のうち国税徴収法第 76 条第 1 項各号に掲げる金額を控除した支払請求権」としており、差押禁止財産を定めた同法の規定にも適合していると認められる。

よって、本件処分に違法又は不当な点認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令の規定に沿って適正に行われ、違法又は不

当な点はないかということにあるので、以下判断する。

- (1) 本件においては、平成 28 年度第 3 期から平成 29 年度第 4 期までの 6 の納期に係る個人県民税及び個人市民税について、福岡市中央区長からそれぞれ督促状が発せられており、この手続は法第 329 条第 1 項に則って行われたものと認められる。

そして、処分庁は、福岡市中央区長から個人の県民税及び市民税に係る地方団体の徴収金について徴収の引継ぎを受けた後、平成 30 年 6 月 15 日に「徴収金の徴取引受通知書兼納税催告書」を審査請求人に送付しており、この手続は、法第 48 条第 1 項の規定に則って行われたものと認められる。

しかし、同年 12 月 21 日に本件処分が行われるまでの間において、本件徴収金について完納したといった事情は、弁明書及び処分庁から提出された本件処分の理由となる事実を証する書類から認められない。

よって、本件処分を行った平成 30 年 12 月 21 日時点で、最後の督促状送付日である平成 30 年 2 月 22 日から 10 日以上経過しても本件徴収金が完納されていないことから、本件処分は、国税徴収法第 47 条第 1 項第 1 号の規定の例に則り適正に行われたと認められる。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- (2) 審査請求人は、差押えされ、住居と仕事をなくし、生活保護に至った旨を主張している。税徴収においては、差押財産の選択は徴収職員の裁量に委ねられており、また、差し押さえる債権の範囲について、その全額を差し押さえなければならないこととされている（国税徴収法第 63 条本文）。一方、給料等の差押えを行うにあたっては、一定の範囲の差押えを禁止し（国税徴収法第 76 条）、最低生活維持等についての配慮がなされている。

本件処分にあっては、差押債権について、「平成 31 年 1 月支払分以降の給与及び賞与のうち国税徴収法第 76 条第 1 項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権」としており、差押禁止財産を定めた法の規定に適合していると認められる。

これらのことからすれば、本件処分を行うにあたって、差押債権を上記給与等の支払請求権としたことや、差押額について、処分庁の裁量に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和元年 9 月 12 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同年 10 月 10 日及び 11 月 14 日の審査会において、調査審議した。また、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 74 条の規定に基づき、審査庁に対して調査を行った。

第 5 審査会の判断の理由

処分庁は、法第 48 条第 1 項の規定に基づき、国税徴収法第 47 条第 1 項第 1 号の規定の例により適正に処分を行っており、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、本件処分にあたっては、差押債権について、「平成 31 年 1 月支払分以降の給与及び賞与のうち国税徴収法第 76 条第 1 項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権」としており、差押禁止財産を定めた国税徴収法の規定に適合していると認められる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第 2 部会

委員 小 原 清 信

委員 内 田 敬 子

委員 倉 員 央 幸